

こども総合保険

学生・こども総合保険

お 子 さ ま の 成 長 に 合 わ せ て

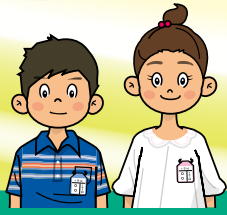
保険料の口座登録は
ネット口座振替が
便利です!!



詳しくはスマホで確認 ▶



お子さまの成長にあわせた4つのプランで



**全てのお子さま
向けプラン**

日常生活を始め、
学校でのクラブ活動や
サークル活動、そしてアルバイト…
学生生活を楽しむお子さまへの心配は
絶えないものです。



**中学生
向けプラン**



**高校生
向けプラン**



**大学生・専門学校生
向けプラン**

「学生・こども総合保険」が 安心の手助けをします!

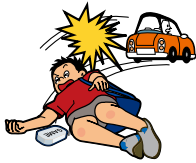
傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

お子さまの事故

国内・国外 全プラン共通補償項目 全中高専大

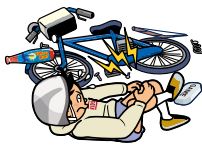
傷害補償 (死亡、後遺障害、入院、手術、通院)

日本国内・国外、授業中・学校行事中、課外活動中、登下校中、日常生活中など学校管理下であるか否かを問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりお子さま(被保険者=保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。



交通事故

下校中、車にはねられケガをした。



自転車で登校中、転んでケガをした。

賠償責任補償 国内のみ示談交渉サービス付

日常生活に起因する偶然な事故により、日本国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊した事、または、日本国内において電車等の運行不能を引き起こした事について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。



自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

スポーツ中の事故 日常生活での事故 学校での事故



スキー場で転んでケガをした。



犬に噛まれてケガをした。



体育の授業中にケガをした。

熱中症補償 (特約)

学生やお子さまが日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。



クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。

特定感染症補償 (特約)

学生やお子さまが0-157による細菌性食中毒等の特定感染症に感染した場合に後遺障害保険金・入院保険金または通院保険金をお支払いします。



課外活動中、仕出し弁当を食べ0-157に感染した。

救援者費用等補償 (特約)

学生やお子さまが遭難、偶然な事故による生死不明等の場合に支出した捜索救助費用・交通費等を補償します。



お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、家族が現地に向かうための交通費を負担した。

学資費用保険金および進学費用保険金のお支払いについて

学資費用保険金

- ◆ お子さま(被保険者=保険の補償を受けられる方)が支払対象期間中に負担した学資費用に対して保険金をお支払いします。
- ◆ 保険金支払の対象となる「学資費用」とは、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。
- ◆ 保険金の支払額は、支払対象期間中の各支払年度について、学資費用保険金額を限度として実際にかかった費用の額となります。(実費支払い)

進学費用保険金

- ◆ お子さま(被保険者=保険の補償を受けられる方)が支払対象期間中に負担した進学費用に対して保険金をお支払いします。
- ◆ 保険金支払の対象となる「進学費用」とは、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用(入学金、納付が義務づけられている寄付金等)をいいます。
- ◆ 保険金の支払額は、支払対象期間を通じて、進学費用保険金額を限度として実際にかかった費用の額となります。(実費支払い)

お子さまの事故

国内 国外 中学生以上のプランにセット 中 高 大 専

携行品損害補償 特約

学生やお子さまが外出中、携行している本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の損害を被った場合に補償します。
(自己負担額:3,000円)



カメラを盗まれた。
(注)置き忘れ、紛失はお支払いできません。



テニスラケットを折ってしまった。

国内 国外 一人暮らしや下宿をしている大学生・専門学校生のプランにセット 大 専 下宿生

生活用動産補償 特約

一人暮らしや下宿をしている学生やお子さまが所有している生活用動産が、火災・爆発・破損・盗難などによって損害を受けた場合に補償します。
(自己負担額:盗難10万円、火災・落雷・破裂・爆発0円、それ以外1万円)



引越しの作業中にテレビを落としてしまった。

借家人賠償責任補償 特約

下宿している学生やお子さまが誤って火災、破裂または爆発を起してしまい、借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に賠償しなければならない場合に補償します。



下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。

扶養者*の事故

ご契約時に指定された扶養者(お一人に限ります。)に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(傷害)がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡またはこれに準ずる重度の後遺障害が発生した場合に補償します。

国内 国外 全プラン共通補償項目 全 中 高 大 専

育英費用補償

生活の維持や教育のための育英費用を定額で補償します。



父親(扶養者)が外出先の交通事故で死亡した。

国内 国外 中学生以上のプランのみセット 中 高 大 専

学資費用補償 特約

授業料等の学資費用を負担された場合、その実費を補償します。



父親(扶養者)が階段から転落し、重度の後遺障害が発生した。

国内 国外 中学生・高校生プランのみセット 中 高

進学費用補償 特約

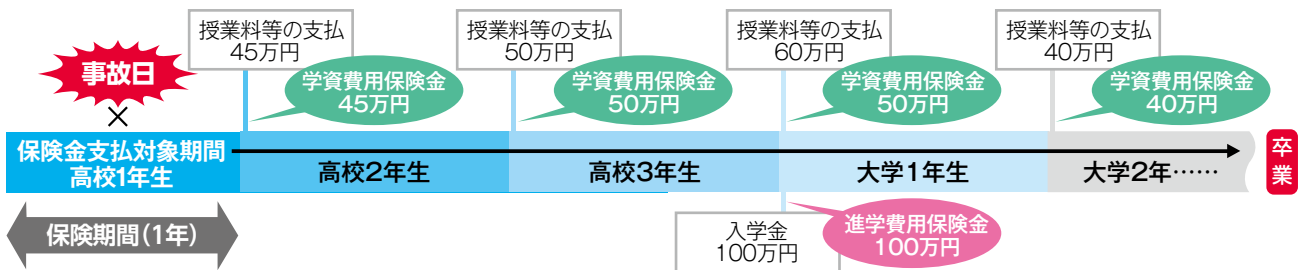
入学金等の進学費用を負担された場合、その実費を補償します。



父親(扶養者)が仕事での事故で死亡した。

*お子さま(被保険者)の親権者であり(お子さまが成年に達した場合は親権者である必要はありません。)、かつ、お子さまの生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子さまの生計を支えている方で、契約時にご指定いただいた1名の方をいいます。

保険金支払のイメージ(保険期間1年、支払対象期間7年、学資費用保険金額50万円、進学費用保険金額100万円の場合)



注 下記の全てのプランには熱中症補償特約、特定感染症補償特約がセットされています。

全

全共通プラン		A1	A2	
死亡・後遺障害	保険金額	200万円	500万円	
後遺障害追加支払 (追加支払倍数1倍)		200万円	500万円	
入院保険金日額		4,000円	5,000円	
通院保険金日額		2,000円	3,000円	
育英費用		500万円	1,000万円	
賠償責任		3,000万円	3,000万円	
救護者費用		300万円	300万円	
合計保険料		月払	1,910円	3,220円
		一時払	20,730円	35,080円

中学生向けプラン		B1	B2	
死亡・後遺障害	保険金額	200万円	500万円	
後遺障害追加支払 (追加支払倍数1倍)		200万円	500万円	
入院保険金日額		4,000円	5,000円	
通院保険金日額		2,000円	3,000円	
育英費用		500万円	500万円	
学資費用		50万円	50万円	
進学費用		100万円	100万円	
携行品損害 (自己負担額3,000円)		10万円	10万円	
賠償責任		5,000万円	5,000万円	
救護者費用		500万円	500万円	
合計保険料	月払	1年生	2,300円	3,310円
		2年生	2,280円	3,290円
		3年生	2,260円	3,270円
	一時払	1年生	25,030円	36,180円
		2年生	24,820円	35,970円
		3年生	24,600円	35,750円

中

(注) 各学年毎に、学資費用保険金および進学費用保険金の支払対象期間が異なりますので、ご注意ください。
 中学1年生用の場合:支払対象期間10年間(中学3年間+高校3年間+大学4年間)
 中学2年生用の場合:支払対象期間 9年間(中学2年間+高校3年間+大学4年間)
 中学3年生用の場合:支払対象期間 8年間(中学1年間+高校3年間+大学4年間)

高

高校生向けプラン		C1	C2	
死亡・後遺障害	保険金額	200万円	500万円	
後遺障害追加支払 (追加支払倍数1倍)		200万円	500万円	
入院保険金日額		4,000円	5,000円	
通院保険金日額		2,000円	3,000円	
育英費用		500万円	500万円	
学資費用		50万円	50万円	
進学費用		100万円	100万円	
携行品損害 (自己負担額3,000円)		20万円	20万円	
賠償責任		5,000万円	5,000万円	
救護者費用		500万円	500万円	
合計保険料	月払	1年生	2,280円	3,290円
		2年生	2,260円	3,270円
		3年生	2,240円	3,250円
	一時払	1年生	24,830円	35,980円
		2年生	24,590円	35,740円
		3年生	24,340円	35,490円

(注) 各学年毎に、学資費用保険金および進学費用保険金の支払対象期間が異なりますので、ご注意ください。
 高校1年生用の場合:支払対象期間7年間(高校3年間+大学4年間)
 高校2年生用の場合:支払対象期間6年間(高校2年間+大学4年間)
 高校3年生用の場合:支払対象期間5年間(高校1年間+大学4年間)

大学生・専門学校生向けプラン		自宅		一人暮らし・下宿		
		D1	D2	E1	E2	
死亡・後遺障害	保険金額	200万円	500万円	200万円	500万円	
後遺障害追加支払 (追加支払倍数1倍)		200万円	500万円	200万円	500万円	
入院保険金日額		4,000円	5,000円	4,000円	5,000円	
通院保険金日額		2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	
育英費用		500万円	500万円	500万円	500万円	
学資費用		200万円	200万円	200万円	200万円	
進学費用		100万円	100万円	100万円	100万円	
携行品損害 (自己負担額3,000円)		30万円	30万円	30万円	30万円	
生活用動産*		-	-	100万円	100万円	
賠償責任		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
借家人賠償	-	-	300万円	300万円		
救護者費用	500万円	500万円	500万円	500万円		
合計保険料	月払	1年生	2,480円	3,490円	2,810円	3,820円
		2年生	2,380円	3,390円	2,710円	3,720円
		3年生	2,270円	3,280円	2,600円	3,610円
		4年生	2,160円	3,170円	2,490円	3,500円
	一時払	1年生	27,030円	38,180円	30,550円	41,700円
		2年生	25,930円	37,080円	29,450円	40,600円
		3年生	24,770円	35,920円	28,290円	39,440円
		4年生	23,550円	34,700円	27,070円	38,220円

大

(注) 各学年毎に、学資費用保険金の支払対象期間が異なりますので、ご注意ください。
 大学1年生用:支払対象期間4年間 大学2年生用:支払対象期間3年間
 大学3年生用:支払対象期間2年間 大学4年生用:支払対象期間1年間
 ※自己負担額:盗難の場合は10万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合は0円、それ以外の場合は1万円

上表はお子さまの職種区分がA(学生、事務職など)の場合の保険金額・保険料表です。お子さまが職種区分Bの職業(農業、漁業、建築業、自動車運転者など)に就いている場合には、上表を適用できないことがあります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までご照会ください。

保険金額設定についてのご注意

次の①、②のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約*と合算して1,000万円までとなります。

- ①被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ②被保険者の同意がない場合

*同種の保険契約とは、こども総合保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

補償の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (傷害補償条項)	死亡保険金 (★) お父さま(被保険者※1)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	①保険契約者、お父さま(被保険者※1)またはお父さまの親権者もしくは後見人の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症 ②保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは特定感染症 ③けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは特定感染症 ④自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑤脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ⑥妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑧戦争、内乱、暴動などによるケガまたは特定感染症(※9) ⑨ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ⑩自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ⑪むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※10)のないもの ⑫保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 など (注)育英費用保険金、学資費用保険金および進学費用保険金については特定感染症による補償はありません。
	後遺障害保険金 (★) お父さま(被保険者※1)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	追加支払 (★) 上記の後遺障害保険金が支払われ、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、お父さま(被保険者※1)が生きている場合	お支払いした後遺障害保険金 × 保険証券記載の追加支払倍数 (注)追加支払倍数が0の場合は追加支払はありません。	
	入院保険金 (★) お父さま(被保険者※1)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金がお支払される期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 (★) お父さま(被保険者※1)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(※3)を受けられた場合	次の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外に手術の場合 入院保険金日額 × 5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金 (★) お父さま(被保険者※1)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 特定感染症発病の場合は、特定感染症を発病され、発病の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額 × 通院日数 (90日限度) (注1)通院保険金がお支払される期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※5)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※6)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。		
(救済者費用等補償特約) 救済者費用等保険金 お父さま(被保険者※1)が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、お父さま(被保険者※1)またはお父さま(被保険者※1)の親族が費用(捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用等)を負担した場合 (1)お父さま(被保険者※1)が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (2)急激かつ偶然な外来の事故により、お父さま(被保険者※1)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 (3)お父さま(被保険者※1)が居住する住宅外でケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	負担した費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、左記(1)~(3)のいずれかと同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額を、救済者費用等保険金額を限度にお支払いします。 (注1)複数回お支払事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救済者費用等保険金額が限度となります。 (注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	上記(傷害)の⑨・⑩によるケガのほか ・保険契約者、お父さま(被保険者※1)または保険金受取人の故意または重大な過失による費用 ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる費用 ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による費用 ・脳疾患・疾病・心神喪失による費用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による費用 ・戦争・内乱・暴動などによる費用(※9) など	
(育英費用補償条項) 育英費用保険金 保険証券に記載された扶養者の方(※4)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または身体に所定の重度の後遺障害が生じた場合 (注)重度後遺障害の例 ・両眼が失明したとき ・咀嚼および言語の機能を廃したとき ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など	育英費用保険金額の全額 (注1)他の保険契約等がある場合は、(※8)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 (注2)次の場合には育英費用補償条項は失効します。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・お父さまが独立して生計を営むようになった場合 ・お父さまを扶養する方がいなくなった場合	上記(傷害)の③~⑧によるケガのほか ①保険契約者、お父さま(被保険者※1)または扶養者(※4)の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者が左記の保険金をお支払いする場合に該当したときに、被保険者を扶養していない場合 など	
学資費用保険金 (学業費用補償特約) 保険証券に記載された扶養者の方(※4)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または身体に所定の重度の後遺障害が生じた場合で、扶養者に扶養されなくなったためにお父さま(被保険者※1)が支払対象期間中に発生した学資費用を負担されたとき (注1)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注2)重度後遺障害の例 ・両眼が失明したとき ・咀嚼および言語の機能を廃したとき ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など	お父さま(被保険者※1)が支払対象期間中に負担した、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる学資費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をお支払いします。ただし、各支払年度について学資費用保険金額を限度とします。 (注1)「支払年度」とは、初年度については扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する学業費用補償特約の終期の応当日までの期間、次年度以降については学業費用補償特約の終期の応当日から1年間をいいます。 (注2)他の保険契約等がある場合は、(※8)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	上記(傷害)の③~⑧によるケガのほか ①保険契約者、お父さま(被保険者※1)または扶養者(※4)の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者が左記の保険金をお支払いする場合に該当したときに、被保険者を扶養していない場合 など	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
進学費用保険金(学業費用補償特約)	保険証券に記載された扶養者の方(※4)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※2)をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または身体に所定の重度の後遺障害が生じた場合で、扶養者に扶養されなくなったためにお子さま(被保険者※1)が支払対象期間中に発生した進学費用を負担されたとき (注1)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注2)重度後遺障害の例 ・両眼が失明したとき ・咀嚼および言語の機能を廃したとき ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など	お子さま(被保険者※1)が支払対象期間中に負担した、進学する学校に納付する費用のうち、入学金、納付が義務付けられている寄付金等を、進学費用保険金額を限度にお支払いします。 (注1)在学期間中に毎年必要となる授業料等の「学資費用」に該当するものは「学資費用保険金」でお支払いします。 (注2)他の保険契約等がある場合は、(※8)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	前記〔傷害〕の③～⑧によるケガのほか ①保険契約者、お子さま(被保険者※1)または扶養者(※4)の故意または重大な過失によるケガ ②扶養者が左記の保険金をお支払いする場合に該当したときに、被保険者を扶養していない場合 など
賠償責任保険金(賠償責任補償条項) (国内のみ示談交渉サービス(※12)付)	①次の偶然な事故により、日本国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したこと、または、日本国内において電車等の運行不能を引き起こしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・被保険者(※1)が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 ・被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故 ②日本国内外において次に該当する間に生じた事故により、受託品(日本国内においてお子さま(被保険者※1ご本人)が受託した財物)を損壊もしくは紛失し、または盗取されたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・受託品が被保険者(※1)が居住する住宅内に保管されている間 ・受託品がお子さま(被保険者※1ご本人)によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間 (注)次の物は受託品には含まれませんのでご注意ください。 スマートフォン、パソコン、タブレット端末、携帯ゲーム機、携帯オーディオプレーヤー、自転車、通貨、有価証券、貴金属、美術品、眼鏡、乗車船券、自動車、原動機付自転車、船舶、雪上オートバイ、ビッケルなどの登山道具を使用する山岳登山などの危険な運動を行っている間の当該運動等のための用具、ドローン・模型航空機、動・植物、不動産、公序良俗に反する物 など	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、受託品の事故については被害受託品の時価を超えないものとします。また、情報機器等に記録された情報の滅失、損傷または汚損については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	①保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)(※1)の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※9) ④職務遂行に関する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)(※11) ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦自動車※、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ※自動車は受託品の対象とはなりません。自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任であっても、保険金をお支払いします。 など
借家人賠償責任保険金 (借家人賠償責任補償特約)	日本国内においてお子さま(被保険者※1)が借用かつ使用する保険証券記載の戸室を、次のいずれかの事故により被保険者が損壊したことにより、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・火災 ・破裂または爆発	1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止に要した費用等もお支払いします。 (注1)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災の承認が必要となります。 (注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	・上記の賠償責任保険金の①～⑦の場合 ・お子さま(被保険者※1)が借用する戸室の増改築・取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・被保険者と貸主の間で特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が借用する戸室を貸主に引渡し後に発見された損壊に対する損害賠償責任 など
生活用動産保険金(生活用動産補償特約)	日本国内においてお子さま(被保険者※1)の所有する生活用動産が偶然な事故により損害を被った場合 (注1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。 (注2)次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。 通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手、定期券・クレジットカード・航空券・旅券・稿本・設計書、貴金属・書画・骨董等の美術品、船舶・自動車・原動機付自転車・サーフボード・ウィンドサーフィン・ラジコン模型、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、義歯・コンタクトレンズ・眼鏡、動・植物 など	損害が発生した生活用動産の時価(損害が生じた地および時における生活用動産の価額をいいます。以下「保険価額」といいます。)を基準に算定した損害額から、1回の事故につき自己負担額(盗難については10万円、火災、落雷、破裂または爆発については0円、その他の事由については1万円)を差し引いた額をお支払いします。また、生活用動産保険金額(保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額)からお支払いした保険金の額を差し引いた額を限度として、損害の防止に要した費用をお支払いします。 (注1)複数回お支払事由が発生した場合でも、保険期間を通じて生活用動産保険金額が限度となります。 (注2)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。	・保険契約者、お子さま(被保険者※1)の故意または重大な過失による損害 ・生活用動産の欠陥による損害 ・自然の消耗、かび、変色 ・差押え、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・生活用動産に対する修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故による損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・紛失または置き忘れによる損害 ・擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・風水災による損害 など

補償の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 携行品損害保険金	<p>お子さま(被保険者※1)が居住する住宅外でお子さまが携行するお子さま所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合</p> <p>(注) 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>有価証券・印紙・切手、預貯金証書・クレジットカード、稿本・設計書、船舶・自動車・原動機付自転車・自転車、サーフボード・ウィンドサーフィン・ラジコン模型、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、義歯・コンタクトレンズ・眼鏡、動植物 など</p>	<p>被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用の合計から、1回の事故につき自己負担額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個(1組または1対)につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。</p> <p>(注1) 複数回お支払事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、(※7)に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p>	<p>保険契約者、お子さま(被保険者※1)の故意または重大な過失による損害</p> <p>・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害</p> <p>・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>・戦争、内乱、暴動などによる損害(※9)</p> <p>・携行品の自然の消耗、かび、変色</p> <p>・携行品の置き忘れ、紛失</p> <p>・擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷 など</p>

(※1) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。なお、続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
下記以外(借家人賠償責任を含む)	○	—	—
賠償責任*3	○	○	○

*1 保険証券記載の被保険者の方をいいます。ただし、借家人賠償責任で借入主の賃借名義人が被保険者以外の場合は、その賃借名義人を含みます。

*2 ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。ご親族とは、ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

<「同居」となる場合の例>

- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合
- ・病院に一時的に入院されている場合 など

<「同居」とならない場合の例>

- ・単身赴任、海外赴任している場合
- ・介護施設に永続的に入所されている場合 など

(注) 上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*3 受託品の損壊、紛失、盗取による賠償責任についても保険金支払の対象となりますが、対象となる受託品はお子さま本人が受託・管理する財物に限ります。

(注) 「賠償責任」、「借家人賠償責任」の各補償につきましては被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(※2) 前記傷害補償条項における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。育英費用補償条項、学業費用補償特約における「ケガ」には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

(※3) 対象となる手術は次の①・②とします。

- ① 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※4) お子さま(被保険者(※1))の親権者であり(お子さまが成年に達した場合は親権者である必要はありません。)、かつ、お子さまの生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子さまの生計を支えている方で、契約時にご指定いただいた1名の方をいいます。

(※5) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※6) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。

(※7) ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害額(負担された費用)から他の保険契約等から支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(※8) ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額が最も高い保険契約等の支払責任額から他の保険契約等から支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(※9) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。

(※10) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※11) 受託品に関する事故を除き、被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。また、お子さま(被保険者)本人のアルバイト・インターンシップに起因する損害賠償責任は補償対象になります。

(※12) <示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限りです。
- 賠償責任額が明らかに保険金額を超える場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスを受けられません。

学生・子ども総合保険に付帯する特約について

「熱中症補償特約」が付帯される場合、傷害補償条項の各保険金(★印を付した保険金)について、偶然な外来による日射または熱射によって身体に障害を被ったときにもそれぞれの保険金における「お支払いする保険金」の内容に沿って保険金をお支払いします。(育英費用補償条項、学業費用補償特約においてはこのようなお取り扱いはできません。)

急激かつ偶然な外来の事故とは

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性 = 身体の外部分からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症(注)、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

(注) 本来、熱中症は保険金お支払いの対象外となりますが、「熱中症補償特約」を付帯する場合は、傷害補償条項の各保険金について「熱中症」を保険金お支払いの対象として取り扱います。(育英費用補償条項、学業費用補償特約においてはこのようなお取り扱いはできません。)

「特定感染症」とは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類の感染症をいいます。なお、発病の認定は、医師(被保険者以外の医師をいいます。)の診断によります。

<対象となる主な特定感染症> 2025年5月現在
 コレラ/細菌性赤痢/腸チフス/パラチフス/ジフテリア/ペスト/エボラ出血熱/クリミア-コンゴ出血熱/マールブルグ病/急性灰白髄炎(ポリオ)/ラッサ熱/腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)/重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの)に限ります。)

など

ご契約の際のご注意

(1) 被保険者としてご加入いただける方

お子さま(被保険者=保険の補償を受けられる方)が保険期間の末日において満23歳未満である場合、または学校教育法に定める次の学校の学生および生徒(入学手続きを終えた方を含みます。)である場合に限られます。

- ①大学(大学院・短期大学を含みます。)
- ②高等学校(中等教育学校の後期課程および高等専門学校を含みます。)
- ③特別支援学校の高等部
- ④専修学校・各種学校(ただし教育基本法に定める義務教育を修了した方に限ります。)

(2) 扶養者として指定できる方

扶養者は原則として、お子さまの親権者であり*、かつ、お子さまの生活費および学業費用の全部または一部を負担してお子さまの生計を主に支えている方をご指定ください。

*お子さまが成年に達した場合は親権者である必要はありません。

(3) ご職業について

お子さま(被保険者)が職業についている場合は保険料が異なることがあります。

(4) 借家人賠償責任補償、生活用動産補償について

自宅生は、借家人賠償責任補償、生活用動産補償をセットすることができます。

(5) 補償重複について

「救援者費用」、「育英費用」、「学資費用」、「進学費用」、「賠償責任」、「借家人賠償責任」、「生活用動産」、「携行品損害」の各補償につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。

(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

(6) 告知義務

(ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出てください)

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

(7) 死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いいたします。この契約に死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者

の同意を得てください。共栄火災で同意が確認できない場合はご契約いただけません。なお、保険契約者と異なる方を被保険者とする契約において同意のないままご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

(8) 保険契約の無効

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、保険料は返還しません。

(9) 保険料領収前に生じた事故

保険料の払込みに関する特約などの特定の特約を付帯したご契約を除き、保険期間(保険のご契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後のご注意

(1) 通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務)

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金が削減されることがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目をご通知いただく事項(通知事項)となります。

(2) 死亡保険金受取人の変更

ご契約後、死亡保険金受取人を変更する場合(新たに指定する場合を含みます。)は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

代理請求制度について

▶▶▶ ご家族の方にも保険の加入内容について ◀◀◀
お知らせください

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がないときに代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

受付時間: 平日 午前9:00~午後6:00

通話料
無料

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら...

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

- このパンフレットは「学生・子ども総合保険」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- 保険期間(保険のご契約期間)が1年を超える契約につきましては、ご契約の申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

有限会社 農大桜丘

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-1-1

東京農業大学 国際センター 3F

TEL: 03-3429-1983 FAX: 03-5477-2490